(5)　小児入院医療管理料４の施設基準

イ　当該保険医療機関に小児科の常勤の医師が三名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ　当該病棟において、専ら小児を入院させる病床が十床以上あること。

ホ　当該保険医療機関の当該病棟を含めた一般病棟の入院患者の平均在院日数が二十八日以内であること。

(6)　小児入院医療管理料５の施設基準

イ　当該保険医療機関に小児科の常勤の医師が一名以上配置されていること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

(7)　小児入院医療管理料に係る加算の施設基準

イ　当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士が一名以上配置されていること。

ロ　小児患者に対する療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

十　回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準等

(1)　通則

イ　回復期リハビリテーションの必要性の高い患者を八割以上入院させ、一般病棟又は療養病棟の病棟単位で行うものであること。

ロ　当該保険医療機関にリハビリテーション科の医師、理学療法士及び作業療法士が適切に配置されていること。

ハ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護補助者が夜勤を行う場合においては看護職員の数は一以上）であることとする。

ニ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ホ　当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、二以上（看護職員が夜勤を行う場合においては、二から当該看護職員の数を減じた数以上）であることとする。

ヘ　回復期リハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。

ト　心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定するリハビリテーションに係る適切な実施計画を作成する体制及び適切な当該リハビリテーションの効果、実施方法等を評価する体制がとられていること。

チ　回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、一日当たり二単位以上のリハビリテーションが行われていること。

(2)　回復期リハビリテーション病棟入院料１の施設基準

イ　当該病棟において、新規入院患者のうち二割以上が重症の患者であること。

ロ　当該病棟において、退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が六割以上であること。

(3)　回復期リハビリテーションを要する状態及び算定上限日数

別表第九に掲げる状態及び日数

(4)　回復期リハビリテーション病棟入院料の注２に規定する重症患者回復病棟加算の施設基準

重症の患者の三割以上が退院時に日常生活機能が改善していること。

(5)　休日リハビリテーション提供体制加算の施設基準

休日を含め、週七日間リハビリテーションを提供できる体制を有していること。

(6)　リハビリテーション充実加算の施設基準

回復期リハビリテーションを要する状態の患者について、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を一日当たり六単位以上算定していること。

十一　亜急性期入院医療管理料の施設基準

(1)　通則

イ　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十三又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ロ　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ハ　当該保険医療機関内に在宅復帰支援を担当する者が適切に配置されていること。

ニ　特定機能病院以外の病院（亜急性期入院医療管理料２については、許可病床数が二百床未満のものに限る。）であること。

ホ　診療記録の管理を適切に行う体制がとられていること及び心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。

ヘ　退院患者のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が概ね六割以上であること。

ト　亜急性期入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

(2)　亜急性期入院医療管理料１の施設基準

イ　主として亜急性期の患者を入院させ、一般病棟の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の一割（一般病床の数が四百床を超える病院にあっては四十床、一般病床の数が百床未満の病院にあっては十床）以下であること。ただし、当該病室において、別表第九の二に掲げる回復期リハビリテーションを要する状態の患者であって合併症を有するものの割合が一割以上である場合は、三割（一般病床の数が二百床を超える病院にあっては六十床、一般病床の数が百床未満の病院にあっては三十床）以下であることとする。

(3)　亜急性期入院医療管理料２の施設基準

イ　急性期治療を経過した患者に対して、効率的かつ密度の高い医療を提供する一般病棟の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室に入院する患者のうち、急性期治療を経過した患者の数が三分の二以上であること。